

10期 アクティブシニアをめざす科

～そして生きがい再発見～

日時： 11月10日（木）10時～12時

場所： 豊中市地域共生センター

テーマ：「名誉毀損・刑事手続き」

講師： 阪神総合法律事務所

弁護士 曾波重之先生



※具体例・実例を挙げながら

説明してもらい、わかりやすかったです。

先生の説明中にいくつも質問が出

てきたのは、受講者の興味が高かった証拠でしょう。

①名誉毀損・侮辱・プライバシーの侵害の違いについて

●概念

名誉毀損⇒周りからの客観的評価により社会的評価が低下した時

侮辱 ⇒みんなの前で怒られるなど内心の自己評価の低下により自尊心が低下した時

●懲役と罰金

名誉毀損⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金

侮辱 ⇒1年以下の懲役または30万円以下の罰金

●名誉毀損とは

※真実を言っても罪になる・社会的評価は時代によって変わってくるので要注意

●プライバシーの侵害

①私生活上の事実

②公開されたくない事柄

③まだ公開されていない情報

この3点が重なった場合、プライバシーの侵害になる

②その他⇒用語・流れ・仕組みなどの説明

・刑事手続きの流れ・逮捕されたら実名が出る？

・面会は自由にできる？

・書類送検って何？

・保釈って何？

・執行猶予って何？・告訴って何？

《午後の活動報告》

13時～15時過ぎ

・ラジオ体操、午前の振り返り、11期学科カリキュラムの説明

・1班、2班に分かれてふれあい交流祭の準備

次週の完成に向けて、次回までの準備の打ち合わせと役割分担

(担当：福家)